

介護保険だより

令和6年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

ケアプランデータ連携システムについて

1 概要について

ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムです。

ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がります。

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

2 システムの利用にあたって

介護事業所が利用するためには、以下のような準備が必要となります。

(1) 利用申請する前の確認事項

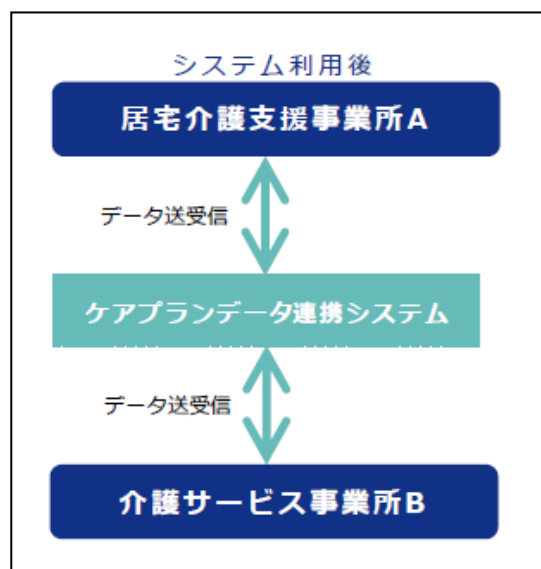
- ・介護ソフトがケアプランデータ標準仕様に対応しているか
- ・送受信する相手側もケアプランデータ連携システムを利用しているか

(2) システム利用時に必要となるもの

- ・システム環境 PC（Windows10以上）、インターネット環境
- ・電子請求システム用ID・パスワード
- ・電子証明書 or ケアプラン証明書

(3) 利用の費用

- ・ライセンス料 年間 21,000円



3 サポートサイト・コールセンターについて

- (1) ヘルプデスクサポートサイト <https://www.carepian-renkei-support.jp/>
- ・システム利用申請やアプリケーションのダウンロードのリンクを掲載
 - ・ケアプランデータ連携システムに関する最新のお知らせのご案内、説明資料やプロモーション動画を掲載
 - ・連携可能な介護ソフト一覧（ベンダー試験完了企業一覧）は、サポートサイトページにあります。
 - ・ヘルプデスクサポートサイト→「メニュー」→「介護サービス事業所の皆さまへ」の順にクリックし、表示されたページの下部にありますので、スクロールしてご覧ください。
- (2) コールセンター
- ・介護事業所様からのさまざまなご質問やご要望に対応するために、コールセンターを開設しています。
 - ・コールセンター（ヘルプデスク）へのお問い合わせ
TEL 0120-584-708
受付時間 9:00～17:00（土日祝日は除く）

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

1 請求期限について

インターネット請求 毎月10日の23時30分となります。
(土日祝日も同様)

媒体請求及び紙請求 毎月10日の17時00分**必着**となります。
(10日が土日祝日に当たる場合、前営業日)

2 請求漏れについて

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

お問い合わせ先

インターネット



〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）

※17:15以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会